

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年十一月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十条の四第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十二条の五第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第二十二条の六第二項中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一（第四条）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
定年前任用短時間勤務職員及び任期職員以外の職員	1	183,500	円	230,000	円	261,300	円	287,300	円	309,800	円	335,000	円	373,400	円	415,600	円	465,500	円	529,000	円
	2	184,600		231,500		262,300		288,900		311,500		336,900		376,000		418,000		468,600		531,900	
	3	185,800		233,000		263,300		290,400		313,200		338,700		378,300		420,500		471,600		535,000	
	4	186,900		234,500		264,300		291,900		314,700		340,500		380,500		422,900		474,600		538,100	
	5	188,000		236,000		265,300		293,400		316,100		342,200		382,400		424,800		477,600		541,200	
	6	189,700		237,500		266,300		294,900		317,400		343,900		384,700		426,900		480,600		543,500	
	7	191,300		239,000		267,300		296,300		318,700		345,500		386,800		429,000		483,600		546,000	
	8	192,900		240,500		268,300		297,600		320,000		347,200		388,800		431,200		486,700		548,400	
	9	194,500		242,000		269,300		298,800		321,300		348,800		390,800		433,100		489,400		550,800	
	10	196,200		243,400		270,300		300,300		323,100		350,500		393,100		435,200		492,500		552,600	
	11	197,800		244,800		271,300		301,800		324,900		352,100		395,300		437,300		495,500		554,400	
	12	199,400		246,200		272,300		303,200		326,600		353,700		397,500		439,200		498,600		556,300	
	13	201,000		247,400		273,300		304,600		328,300		355,200		399,700		440,900		501,300		558,000	
	14	202,700		248,600		274,300		305,700		330,000		356,900		402,000		442,700		503,600		559,400	
	15	204,400		249,800		275,300		306,700		331,700		358,500		404,200		444,600		505,900		560,700	
	16	206,100		251,000		276,400		307,900		333,400		360,100		406,500		446,500		508,200		561,800	
	17	207,400		252,100		277,400		309,100		335,000		361,700		408,300		448,300		510,200		563,100	
	18	209,000		253,200		278,700		310,700		336,700		363,500		410,200		450,100		511,600		564,100	
	19	210,600		254,300		280,000		312,300		338,400		365,000		412,100		451,900		513,100		565,000	
	20	212,100		255,400		281,200		313,900		340,000		366,600		413,900		453,600		514,500		565,900	
	21	213,600		256,400		282,500		315,400		341,500		368,000		415,700		455,400		515,700		566,800	
	22	215,200		257,400		283,800		317,000		343,100		369,600		417,500		456,900		517,100			
	23	216,800		258,400		285,000		318,600		344,700		371,200		419,300		458,300		518,600			
	24	218,400		259,400		286,200		320,200		346,200		372,700		421,100		459,800		520,100			
	25	220,000		260,400		287,300		321,700		347,600		374,600		422,700		461,200		521,200			
	26	221,700		261,300		288,500		323,400		349,300		376,500		424,200		462,500		522,300			
	27	223,000		262,200		289,800		325,000		350,900		378,400		425,700		463,800		523,500			
	28	224,300		263,100		291,100		326,600		352,500		380,200		427,200		465,000		524,700			
	29	225,600		263,900		292,400		328,000		353,700		381,700		428,700		466,000		525,700			
	30	226,700		264,700		293,400		329,700		355,200		383,500		430,000		466,700		526,600			
	31	227,800		265,500		294,400		331,400		356,700		385,200		431,300		467,400		527,500			
	32	228,900		266,300		295,500		333,000		358,200		386,800		432,500		468,100		528,400			
	33	230,000		267,000		296,600		334,200		359,900		388,500		433,700		468,800		529,200			
	34	231,100		267,800		297,800		336,100		361,700		389,900		435,000		469,500		530,100			
	35	232,200		268,600		298,900		337,800		363,400		391,300		436,300		470,100		530,800			
	36	233,300		269,300		300,100		339,400		365,100		392,700		437,500		470,700		531,300			
	37	234,400		270,000		301,300		340,900		366,500		394,100		438,700		471,200		532,000			
	38	235,400		270,800		302,600		342,500		367,800		395,300		439,500		471,800		532,600			
	39	236,400		271,600		303,900		344,100		369,000		396,500		440,300		472,400		533,400			
	40	237,300		272,300		305,200		345,700		370,400		397,500		441,100		473,000		534,000			

41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				



備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

## 別表第二(第四条)

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000

41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400		
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700		
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000		
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200		
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400		
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700		
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000		
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300		
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500		
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800		
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100		
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400		
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600		
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100			
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400			

88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800
94	308,300	330,200	356,200	389,800	421,700	
95	309,200	331,400	357,700	390,300	422,100	
96	310,000	332,600	359,100	390,800	422,500	
97	310,800	333,800	360,400	391,200	422,800	
98	311,800	335,100	361,600	391,600		
99	312,700	336,300	362,700	392,100		
100	313,600	337,500	363,900	392,600		
101	314,500	338,900	365,000	393,000		
102	315,500	339,800	366,100	393,500		
103	316,500	340,800	367,200	394,000		
104	317,400	341,900	368,300	394,500		
105	318,200	343,000	369,500	394,800		
106	318,800	344,100	370,000	395,200		
107	319,400	345,100	370,600	395,700		
108	320,000	346,100	371,200	396,000		
109	320,500	347,300	371,800	396,300		
110	321,000	348,300	372,300	396,800		
111	321,400	349,300	372,700	397,300		
112	321,900	350,200	373,200	397,800		
113	322,700	351,100	373,600	398,100		
114	323,400	352,000	374,000	398,600		
115	324,100	353,000	374,500	399,100		
116	324,700	354,000	375,000	399,600		
117	325,300	355,000	375,400	399,900		
118	326,000	355,400	375,900	400,400		
119	326,700	356,000	376,500	400,900		
120	327,500	356,600	377,000	401,400		
121	328,100	356,900	377,200	401,800		
122	328,400	357,300	377,700	402,300		
123	328,900	357,700	378,200	402,700		
124	329,400	358,100	378,600	403,200		
125	329,700	358,500	379,100	403,600		
126		358,900	379,600			
127		359,300	380,100			
128		359,700	380,600			
129		360,100	380,900			
130		360,500	381,400			
131		360,900	381,900			
132		361,300	382,400			
133		361,500	382,700			



定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	134		362,000	383,200																	
	135		362,400	383,600																	
	136		362,700	384,000																	
	137		363,000	384,300																	
	138		363,400	384,800																	
	139		363,900	385,300																	
	140		364,400	385,800																	
	141		364,700	386,100																	
	142		365,200																		
	143		365,700																		
144		366,200																			
145		366,500																			

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

## 別表第三(第四条)

## 教育職給料表

1 教育職給料表(一)	職員 の区 分	職務 の級 の給 号	給料月額			
			1 級	2 級	3 級	4 級
		1	261,400 円	317,100	358,300 円	423,100
		2	263,600	319,300	360,900	425,000
		3	265,700	321,500	363,500	426,800
		4	267,600	323,600	366,000	428,500
		5	269,400	325,700	368,400	430,200
		6	270,900	327,600	370,800	432,100
		7	272,400	329,400	373,300	434,000
		8	273,900	331,200	375,700	435,800
		9	275,700	333,000	378,200	437,200
		10	277,700	334,900	380,700	439,100
		11	279,700	336,700	383,200	441,000
		12	281,700	338,500	385,600	442,900
		13	283,700	340,300	388,000	444,300
		14	285,900	341,900	389,600	446,200
		15	288,000	343,500	391,100	448,100
		16	290,100	345,000	392,600	450,000
		17	292,000	346,500	393,600	451,700
		18	294,700	348,100	395,300	453,500
		19	297,400	349,700	396,700	455,300
		20	300,000	351,300	398,000	457,100
		21	302,600	352,700	399,200	459,100
		22	305,000	354,700	400,200	461,300
		23	307,400	356,700	401,200	463,700
		24	309,600	358,700	402,200	466,000
		25	311,800	360,500	403,100	468,000
		26	313,800	362,100	404,200	470,100
		27	315,800	363,700	405,300	472,200
		28	317,800	365,300	406,400	474,200
		29	319,800	366,600	407,500	476,200
		30	321,700	368,100	408,600	478,500
		31	323,600	369,500	409,700	480,700
		32	325,500	370,800	410,800	482,600
		33	327,300	372,100	411,900	484,500
		34	329,200	373,300	413,000	486,600
		35	331,100	374,500	414,100	488,800
		36	333,000	375,600	415,300	490,800
		37	334,700	376,700	416,300	492,900
		38	335,900	378,100	417,400	494,900
		39	337,000	379,400	418,500	496,800

40	338,100	380,700	419,700	498,700
41	338,700	382,000	420,600	500,700
42	339,100	383,300	421,700	502,600
43	339,500	384,600	422,800	504,300
44	339,900	385,900	423,800	506,200
45	340,500	387,200	424,800	508,100
46	341,000	388,400	425,900	509,900
47	341,500	389,600	427,000	511,700
48	341,900	390,700	428,100	513,500
49	342,300	391,800	429,100	515,200
50	342,700	393,000	430,300	516,900
51	343,100	394,100	431,500	518,700
52	343,500	395,200	432,700	520,500
53	343,900	396,300	433,400	522,000
54	344,300	397,500	434,300	523,600
55	344,700	398,700	435,200	525,300
56	345,100	399,800	436,000	526,900
57	345,500	400,800	436,800	528,500
58	345,900	401,800	437,700	529,800
59	346,300	402,800	438,600	531,100
60	346,700	403,700	439,400	532,300
61	347,100	404,900	440,100	533,500
62	347,500	406,300	441,000	534,500
63	347,900	407,700	442,000	535,500
64	348,300	409,100	442,900	536,500
65	348,700	409,900	443,800	537,100
66	349,100	410,900	444,700	538,000
67	349,500	411,900	445,700	538,900
68	349,900	413,000	446,600	539,800
69	350,300	413,900	447,600	540,700
70	350,800	414,700	448,600	541,500
71	351,200	415,500	449,500	542,200
72	351,600	416,200	450,500	542,700
73	351,900	416,900	451,400	543,400
74	352,400	417,800	452,300	543,900
75	352,800	418,600	453,200	544,700
76	353,200	419,200	454,200	545,300
77	353,600	419,800	455,000	545,800
78	354,100	420,200	455,400	
79	354,600	420,500	456,000	
80	355,100	420,800	456,600	
81	355,600	421,100	457,200	
82	356,300	421,400	457,900	
83	357,000	421,600	458,200	
84	357,700	421,900	458,800	
85	358,300	422,100	459,200	
86	358,900	422,400	459,500	

87	359,500	422,700	459,800
88	360,100	423,000	460,100
89	360,600	423,200	460,400
90	361,000	423,400	
91	361,400	423,700	
92	361,800	424,000	
93	362,200	424,200	
94	362,600	424,500	
95	363,100	424,800	
96	363,500	425,100	
97	364,100	425,300	
98	364,600	425,600	
99	365,000	425,900	
100	365,500	426,100	
101	365,900	426,300	
102	366,400	426,600	
103	366,700	426,900	
104	367,100	427,100	
105	367,600	427,300	
106	368,000		
107	368,500		
108	369,000		
109	369,400		
110	369,900		
111	370,300		
112	370,700		
113	371,100		
114	371,500		
115	371,900		
116	372,300		
117	372,700		
118	373,100		
119	373,500		
120	373,900		
121	374,200		
122	374,600		
123	375,100		
124	375,400		
125	375,800		
126	376,300		
127	376,800		
128	377,200		
129	377,600		

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額		基準給料月額	
	円	円	円	円
	288,000	299,000	321,200	406,100

この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(二)		1級	2級	3級	4級	5級
職員の区分	職務の級の号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	1	202,800	221,300	298,200	323,900	413,600
	2	205,100	223,700	300,000	326,000	415,100
	3	207,400	226,100	301,800	328,100	416,600
	4	209,700	228,500	303,600	330,200	418,000
	5	211,900	230,900	305,400	332,200	419,300
	6	214,300	233,300	307,200	334,300	420,700
	7	216,500	235,700	309,000	336,400	422,100
	8	218,700	238,100	310,700	338,500	423,500
	9	220,900	240,500	312,400	340,500	424,900
	10	223,200	242,100	314,200	342,600	426,300
	11	225,400	243,700	316,000	344,700	427,700
	12	227,600	245,300	317,800	346,700	429,000
	13	229,900	246,900	319,700	348,700	430,300
	14	232,000	248,400	321,500	350,200	431,700
	15	234,100	249,800	323,300	351,700	433,100
	16	236,200	251,200	325,000	353,200	434,500
	17	238,300	252,600	326,600	354,600	435,700
	18	240,200	253,800	328,500	356,000	437,000
	19	241,900	255,000	330,400	357,400	438,200
	20	243,500	256,200	332,300	358,800	439,500
	21	245,200	257,600	334,100	360,200	440,600
	22	246,400	258,800	336,100	361,500	441,700
	23	247,700	260,100	337,900	362,800	442,900
	24	249,000	261,400	339,700	364,100	444,100
	25	250,200	262,700	341,400	365,300	445,400
	26	251,200	264,500	343,100	366,600	446,600
	27	252,300	266,300	344,700	367,800	447,600
	28	253,400	268,100	346,300	369,000	448,700
	29	254,600	269,800	347,900	370,200	449,900
	30	255,900	272,000	349,200	371,400	450,700
	31	257,100	274,200	350,400	372,600	451,500
	32	258,300	276,400	351,600	373,700	452,400
	33	259,400	278,600	352,900	374,800	453,300
	34	260,600	280,800	354,300	376,000	453,800
	35	261,800	283,000	355,700	377,200	454,300
	36	263,000	285,100	357,000	378,300	454,800
	37	264,300	287,100	358,300	379,400	455,300
	38	265,500	289,000	359,700	380,600	455,800
	39	266,700	290,900	361,100	381,800	456,300
	40	267,900	292,700	362,400	382,900	456,800
	41	269,200	294,400	363,700	384,000	457,300
	42	270,400	296,300	365,100	385,200	457,800

43	271,700	298,100	366,400	386,400	458,300
44	272,900	299,800	367,700	387,500	458,800
45	274,100	301,400	369,000	388,600	459,300
46	275,000	303,200	370,200	389,800	459,800
47	275,900	304,900	371,400	391,000	460,300
48	276,900	306,500	372,600	392,200	460,800
49	277,500	308,000	373,800	393,400	461,300
50	278,400	309,700	375,000	394,700	
51	279,100	311,500	376,200	395,900	
52	280,100	313,200	377,400	397,100	
53	280,700	314,400	378,500	398,300	
54	281,600	316,300	379,700	399,600	
55	282,600	318,100	380,900	400,600	
56	283,600	319,800	382,100	401,700	
57	284,100	321,400	383,200	402,900	
58	285,100	323,300	384,500	404,100	
59	286,100	325,000	385,800	405,300	
60	286,900	326,700	387,000	406,500	
61	287,400	328,400	387,900	407,600	
62	288,100	330,200	389,100	408,600	
63	288,900	332,000	390,100	409,900	
64	289,700	333,700	391,200	411,100	
65	290,500	335,400	392,000	412,300	
66	291,300	336,700	393,100	413,400	
67	292,000	338,000	394,100	414,500	
68	292,700	339,300	395,100	415,600	
69	293,500	340,800	396,200	416,600	
70	294,300	342,300	397,200	417,800	
71	294,900	343,800	398,300	419,000	
72	295,600	345,300	399,400	420,200	
73	296,100	346,700	400,400	420,800	
74	296,900	348,200	401,500	421,600	
75	297,600	349,700	402,600	422,300	
76	298,200	351,200	403,600	422,800	
77	298,800	352,600	404,500	423,100	
78	299,600	354,100	405,400	423,400	
79	300,200	355,600	406,400	423,800	
80	300,800	357,100	407,400	424,200	
81	301,400	358,500	408,200	424,500	
82	302,100	359,800	409,000	424,900	
83	302,700	361,100	409,700	425,200	
84	303,200	362,300	410,500	425,500	
85	303,700	363,500	411,200	425,800	
86	304,300	364,700	411,800	426,200	
87	304,800	365,900	412,500	426,500	
88	305,200	367,000	413,200	426,800	

89	305,600	368,100	413,800	427,100
90	306,200	369,200	414,500	427,400
91	306,700	370,300	415,000	427,700
92	307,200	371,400	415,600	427,900
93	307,500	372,500	416,000	428,100
94	308,100	373,700	416,400	428,400
95	308,600	374,800	416,700	428,700
96	309,000	375,900	417,000	428,900
97	309,400	376,900	417,200	429,100
98	309,900	377,900	417,500	429,400
99	310,400	378,800	417,800	429,700
100	310,900	379,700	418,000	429,900
101	311,300	380,500	418,200	430,100
102	311,700	381,500	418,500	
103	312,100	382,400	418,800	
104	312,400	383,300	419,000	
105	312,600	384,100	419,200	
106	312,900	385,000	419,500	
107	313,200	385,900	419,800	
108	313,500	386,800	420,000	
109	313,700	387,600	420,200	
110	313,900	388,600		
111	314,200	389,500		
112	314,500	390,400		
113	314,700	391,000		
114	314,900	391,900		
115	315,100	392,800		
116	315,400	393,700		
117	315,700	394,500		
118	315,900	395,200		
119	316,200	396,000		
120	316,500	396,800		
121	316,700	397,400		
122	316,900	398,100		
123	317,100	398,800		
124	317,400	399,400		
125	317,700	400,000		
126	317,900	400,700		
127	318,100	401,200		
128	318,400	401,800		
129	318,600	402,400		
130	318,800	403,000		
131	319,100	403,500		
132	319,400	404,000		
133	319,600	404,300		
134	319,800	404,600		



定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	135	320,100	404,900			
	136	320,400	405,200			
	137	320,600	405,500			
	138	320,800	405,800			
	139	321,100	406,100			
	140	321,400	406,400			
	141	321,600	406,700			
	142	321,800	407,000			
	143	322,100	407,300			
	144	322,400	407,600			
	145	322,600	407,800			
	146	322,800	408,100			
	147	323,100	408,400			
	148	323,400	408,600			
	149	323,600	408,800			
	150	323,800	409,100			
	151	324,100	409,400			
	152	324,400	409,600			
	153	324,600	409,800			
	154	324,800	410,100			
	155	325,100	410,400			
	156	325,400	410,600			
	157	325,600	410,800			
	158	325,800	411,100			
	159	326,100	411,400			
	160	326,400	411,600			
	161	326,600	411,800			
任期 付職 員		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
		234,100	252,600	298,200	306,900	398,200
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
		232,000	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- 1 この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教員、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四(第四条)

## 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100

41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
74	281,200	326,800	394,300	445,900	
75	281,900	327,500	394,900	446,400	
76	282,600	328,200	395,600	446,900	
77	283,200	328,900	396,300	447,400	
78	283,900	329,600	396,800	448,000	
79	284,600	330,300	397,400	448,500	
80	285,200	331,000	398,000	449,000	
81	285,800	331,700	398,500	449,500	
82	286,500	332,500	399,100		
83	287,200	333,200	399,700		
84	287,800	333,800	400,200		
85	288,400	334,300	400,700		
86	289,100	334,800	401,200		

	87	289,800	335,200	401,700		
	88	290,400	335,600	402,400		
	89	291,000	335,900	402,800		
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500				
	111	301,800				
	112	302,000				
	113	302,300				
	114	302,600				
	115	302,900				
	116	303,200				
	117	303,500				
	118	303,800				
	119	304,000				
	120	304,300				
	121	304,600				
定年前任用短時間勤務職員		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五（第四条）

## 医療職給料表

職員の区分	医療職給料表(一)				
	職務の級の 給号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
定年前任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	1	291,400 円	370,000 円	426,700 円	484,400 円
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800

40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	
76		482,800	537,100	
77		483,200	537,900	
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	
81		485,400	541,400	
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	85			487,300	544,900	
	86			487,800	545,800	
	87			488,200	546,700	
	88			488,700	547,600	
	89			489,200	548,400	
	90			489,800		
	91			490,400		
	92			490,800		
	93			491,300		
	94			491,900		
95			492,500			
96			493,000			
97			493,500			
任期 付職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	
		301,700	344,400	399,500	473,300	
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	
		314,100	342,200	381,600	441,400	

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
職員の区分	職務の級の号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900	
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300	
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000	
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500	
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900	



43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	411,900	
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	412,200	
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	412,500	
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	412,700	
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	413,000	
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	413,300	
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	413,600	
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	413,800	
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400		
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000		
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600		
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		
86		294,100	330,400	351,200			
87		294,300	330,600	351,500			
88		294,500	330,900	351,800			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	89		294,900	331,300	352,200						
	90		295,100	331,700	352,500						
	91		295,300	332,000	352,800						
	92		295,500	332,300	353,100						
	93	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400		
	94										
	95										
	96										
	97										
	98										
	99										
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
任期 付職 員		216,300	232,500	251,000	265,800	287,700	318,000	344,300	402,300		

備考 この表は、保健所、畜産保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級の 号給	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
定年前任用 短時間勤務 職務及び 任期付職員 以外の職員	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500

43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	288,800	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	436,900	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	437,200	
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	437,500	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	437,900	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	438,300	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	438,600	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	438,900	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	439,300	
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	439,700	
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	440,000	
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	440,300	
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	440,700	
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		

89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		
118	299,700	330,900			
119	300,000	331,200			
120	300,300	331,400			
121	300,600	331,600			
122	301,000	331,900			
123	301,300	332,200			
124	301,600	332,500			
125	301,800	332,700			
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			

	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900						
	147	308,200						
	148	308,600						
	149	308,800						
	150	309,000						
	151	309,300						
	152	309,600						
	153	310,000						
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600
任期 付職 員		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
		221,900	253,100	270,500	282,600	297,900	319,600	343,700

備考 この表は、保健師等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 海事職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	218,800	276,000	314,700	353,500	385,600
	2	222,000	277,800	315,900	355,300	387,400
	3	225,200	279,500	317,000	357,000	389,100
	4	228,400	281,200	318,100	358,700	390,700
	5	231,600	282,900	319,200	360,400	392,300
	6	234,700	284,400	320,300	361,900	394,400
	7	237,800	285,800	321,400	363,300	396,500
	8	240,800	287,300	322,400	364,600	398,500
	9	243,800	288,800	323,400	365,600	400,500
	10	246,700	290,300	324,800	367,300	402,500
	11	249,500	291,700	326,400	369,000	404,500
	12	252,300	293,100	328,000	370,700	406,500
	13	255,100	294,500	329,900	372,200	408,500
	14	258,000	295,900	331,500	373,900	410,600
	15	260,800	297,300	333,100	375,600	412,700
	16	263,400	298,700	334,700	377,200	414,800
	17	266,000	300,100	336,400	378,800	416,800
	18	267,400	301,500	338,000	380,300	418,200
	19	268,800	302,800	339,600	381,800	419,600
	20	270,200	304,100	341,200	383,300	421,000
	21	271,600	305,400	342,700	384,800	422,400
	22	272,800	306,200	343,500	386,200	423,700
	23	274,000	307,000	344,300	387,500	425,000
	24	275,100	307,700	345,100	388,800	426,200
	25	276,200	308,400	345,900	390,300	427,400
	26	276,800	309,100	346,700	391,900	428,600
	27	277,300	309,800	347,500	393,500	429,800
	28	277,800	310,500	348,300	395,100	430,900
	29	278,300	311,200	349,100	396,700	431,900
	30	278,700	311,800	349,900	398,200	433,000
	31	279,100	312,400	350,700	399,600	434,100
	32	279,500	313,000	351,500	401,000	435,200
	33	279,900	313,600	352,200	402,400	436,200
	34	280,300	314,200	353,000	403,700	437,100
	35	280,700	314,800	353,800	404,900	438,000
	36	281,000	315,300	354,500	406,100	438,900
	37	281,300	315,800	355,200	407,300	439,800
	38	281,600	316,300	355,900	408,400	440,700
	39	281,900	316,800	356,600	409,400	441,600
	40	282,200	317,200	357,300	410,400	442,400

41	282,500	317,600	358,000	410,900	442,800
42	282,800	318,000	358,700	411,800	443,400
43	283,100	318,400	359,300	412,700	444,000
44	283,400	318,800	360,000	413,600	444,600
45	283,700	319,200	360,800	414,500	445,100
46	284,000	319,600	361,600	415,400	445,400
47	284,300	320,000	362,300	416,300	445,900
48	284,600	320,400	363,000	417,200	446,300
49	284,900	320,800	363,700	418,000	446,600
50	285,200	321,200	364,500	418,900	447,200
51	285,500	321,600	365,300	419,800	447,800
52	285,700	321,900	366,100	420,500	448,400
53	285,900	322,200	366,900	420,700	449,000
54	286,200	322,500	367,900	421,100	449,700
55	286,500	322,800	368,800	421,500	450,300
56	286,700	323,100	369,500	421,800	450,900
57	286,900	323,400	370,100	422,100	451,200
58	287,200	323,700	371,000	422,300	451,900
59	287,500	324,000	371,900	422,700	452,600
60	287,700	324,200	372,700	423,100	453,300
61	287,900	324,400	373,200	423,400	453,700
62	288,200	324,700	373,600	423,900	454,000
63	288,500	325,000	373,900	424,500	454,300
64	288,700	325,200	374,200	425,000	454,500
65	288,900	325,400	374,500	425,600	454,700
66	289,100	325,700	374,900	426,200	454,900
67	289,300	326,000	375,200	426,700	455,200
68	289,600	326,200	375,500	427,200	455,500
69	289,900	326,400	375,700	427,800	455,700
70			376,000	428,300	456,000
71			376,300	428,900	456,300
72			376,600	429,500	456,500
73			376,900	430,000	456,700
74			377,100	430,600	
75			377,500	431,100	
76			377,800	431,700	
77			378,100	432,200	
78			378,600	432,700	
79			379,100	433,300	
80			379,500	433,900	
81			379,900	434,200	
82			380,300	434,800	
83			380,800	435,400	
84			381,300	435,900	
85			381,700	436,300	
86			382,200	436,800	
87			382,600	437,500	



定年前再任用短時間勤務職員	88	基準	383,000	438,200	基準	
		準			準	
89	225,100	基準	383,500	438,400	基準	
		準			準	
90	255,100	基準	384,000		基準	
		準			準	
91	284,900	基準	384,500		基準	
		準			準	
92	326,200	基準	385,000		基準	
		準			準	
93	355,100	基準	385,300		基準	
		準			準	
94	388,700	基準	385,700		基準	
		準			準	
95	388,700	基準	386,000		基準	
		準			準	
96	388,100	基準	386,400		基準	
		準			準	
97	388,700	基準	386,900		基準	
		準			準	
98	388,700	基準	387,200		基準	
		準			準	
99	388,700	基準	387,700		基準	
		準			準	
100	388,700	基準	388,100		基準	
		準			準	
101	388,700	基準	388,700		基準	
		準			準	
任期付職員	231,600	基準	305,800	339,600	基準	
		準			準	
備考	この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。	基準	282,900	356,900	基準	
		準			準	

別表第七(第四条)

## 福祉社 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
定年前任用短時間勤務職員及び任期職員以外の職員	1	199,600 円	246,200	284,700	302,400	335,000	373,400
	2	201,300	248,300	285,500	303,700	336,900	376,000
	3	203,000	250,300	286,300	305,000	338,700	378,300
	4	204,700	252,300	287,100	306,200	340,500	380,500
	5	206,300	254,300	287,800	307,400	342,200	382,400
	6	207,900	255,900	288,800	309,000	343,900	384,700
	7	209,500	257,500	289,700	310,600	345,500	386,800
	8	211,100	258,800	290,600	312,200	347,200	388,800
	9	212,700	260,300	291,500	313,800	348,800	390,800
	10	214,500	261,500	292,400	315,500	350,500	393,100
	11	216,300	262,600	293,300	317,000	352,100	395,300
	12	217,400	263,700	294,200	318,500	353,700	397,500
	13	218,500	264,800	295,000	319,700	355,200	399,700
	14	219,700	265,900	296,000	321,100	356,900	402,000
	15	220,900	267,000	297,200	322,500	358,500	404,200
	16	222,000	268,100	298,300	323,900	360,100	406,500
	17	223,100	269,200	299,500	325,300	361,700	408,300
	18	224,100	270,100	300,600	326,800	363,500	410,200
	19	225,100	271,000	301,700	328,200	365,000	412,100
	20	226,100	271,800	302,800	329,600	366,600	413,900
	21	227,100	272,400	303,900	331,000	368,000	415,700
	22	228,500	273,100	305,000	332,600	369,600	417,500
	23	229,800	273,900	306,100	334,200	371,200	419,300
	24	231,100	274,600	307,100	335,700	372,700	421,100
	25	232,400	275,600	308,100	337,200	374,600	422,700
	26	233,700	276,500	309,100	338,800	376,500	424,200
	27	235,000	277,400	310,100	340,400	378,400	425,700
	28	236,200	278,300	311,100	341,900	380,200	427,200
	29	237,400	279,300	312,100	343,400	381,700	428,700
	30	238,400	280,200	313,100	344,900	383,500	430,000
	31	239,400	281,100	314,100	346,400	385,200	431,300
	32	240,400	282,000	315,100	347,900	386,800	432,500
	33	241,400	282,900	316,100	349,400	388,500	433,700
	34	242,400	283,700	317,200	351,000	389,900	435,000
	35	243,300	284,600	318,300	352,600	391,300	436,300
	36	244,200	285,500	319,400	354,100	392,700	437,500
	37	245,100	286,500	320,500	355,300	394,100	438,700
	38	246,000	287,500	321,600	356,800	395,300	439,500
	39	246,900	288,500	322,700	358,300	396,500	440,300
	40	247,700	289,400	323,800	359,800	397,500	441,100

41	248,500	290,300	324,800	361,200	398,600	441,700
42	249,100	291,300	325,900	362,700	399,800	442,300
43	249,700	292,300	327,000	364,200	400,900	442,900
44	250,300	293,200	328,000	365,700	402,000	443,500
45	250,800	294,100	329,000	367,100	402,700	444,200
46	251,300	295,100	329,900	368,500	403,400	445,000
47	251,800	296,100	330,800	369,900	404,100	445,400
48	252,300	297,000	331,700	371,300	404,800	446,100
49	252,800	297,900	332,600	372,300	405,400	446,600
50	253,400	298,800	333,300	373,400	406,000	447,000
51	253,900	299,700	333,900	374,300	406,500	447,400
52	254,400	300,600	334,500	375,400	406,900	447,800
53	254,800	301,400	335,100	376,100	407,300	448,200
54	255,300	302,300	335,800	376,700	407,500	
55	255,800	303,200	336,400	377,400	407,800	
56	256,300	304,000	337,000	378,200	408,100	
57	256,800	304,900	337,600	379,000	408,400	
58	257,200	305,900	338,100	379,700	408,700	
59	257,600	306,900	338,600	380,500	409,000	
60	258,000	307,800	339,100	381,200	409,300	
61	258,400	308,700	339,500	382,000	409,500	
62	258,800	309,700	339,700	382,700	409,800	
63	259,200	310,600	340,200	383,400	410,100	
64	259,600	311,500	340,700	384,000	410,400	
65	260,000	312,400	341,000	384,300	410,600	
66	260,400	313,300	341,400	384,900	410,900	
67	260,800	314,200	341,900	385,500	411,200	
68	261,200	315,000	342,300	386,200	411,500	
69	261,600	315,700	342,700	386,600	411,700	
70	262,000	316,600	343,200	387,300	412,000	
71	262,400	317,400	343,600	387,900	412,300	
72	262,800	318,200	344,100	388,500	412,500	
73	263,200	319,000	344,300	388,900	412,700	
74	263,600	319,500	344,800	389,400	413,000	
75	264,000	320,000	345,300	390,000	413,300	
76	264,400	320,500	345,700	390,500	413,500	
77	264,800	321,000	346,000	390,900	413,700	
78	265,200	321,600	346,400	391,400		
79	265,600	322,100	346,900	391,900		
80	265,900	322,600	347,300	392,400		
81	266,200	322,900	347,500	392,900		
82	266,600	323,200	347,800	393,300		
83	267,000	323,700	348,200	393,700		
84	267,300	324,000	348,600	394,100		
85	267,600	324,300	348,900	394,300		
86	268,000	324,600	349,200	394,500		
87	268,400	324,900	349,600	394,800		

88	268,700	325,200	350,000	395,100
89	269,000	325,600	350,300	395,300
90	269,400	326,000	350,700	395,600
91	269,800	326,300	351,100	395,900
92	270,100	326,500	351,300	396,100
93	270,400	327,000	351,600	396,300
94	270,800	327,400		396,600
95	271,200	327,600		396,900
96	271,500	328,000		397,100
97	271,800	328,400		397,300
98	272,200	328,800		
99	272,600	329,200		
100	272,900	329,500		
101	273,200	329,700		
102	273,600	330,000		
103	274,000	330,300		
104	274,300	330,600		
105	274,500	331,000		
106	274,700	331,200		
107	275,000	331,500		
108	275,300	331,900		
109	275,600	332,300		
110	275,900	332,600		
111	276,200	332,900		
112	276,400	333,200		
113	276,700	333,500		
114	277,000	333,900		
115	277,300	334,200		
116	277,700	334,400		
117	278,000	334,600		
118	278,300	334,900		
119	278,600	335,200		
120	279,000	335,500		
121	279,200	335,700		
122	279,400			
123	279,800			
124	280,100			
125	280,300			
126	280,600			
127	281,000			
128	281,400			
129	281,600			
130	282,000			
131	282,400			
132	282,700			
133	282,900			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	134	283,200					
	135	283,600					
	136	283,900					
	137	284,100					
	138	284,400					
	139	284,700					
	140	285,000					
	141	285,200					
	142	285,400					
	143	285,600					
144	285,900						
145	286,300						
146	286,500						
147	286,800						
148	287,100						
149	287,400						
150	287,600						
151	287,900						
152	288,100						
153	288,400						
任期 付職 員	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	
	220,900	238,800	275,100	287,400	310,000	336,100	
給料月額 円	205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700	
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入河者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第二十条の四第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第二十二条の五第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改める。

第二十二条の六第二項中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第五条第三項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第八条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第六条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第九項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第七までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和六年四月一日から、第一条の規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和六年四月一日から、第一条の規定（給与条例別表第一から別表第七までの改正規定を除く。）による改正後の給与条例（附則第五項及び第六項において「改正後の条例」という。）の規定、第三条の規定（任期付職員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和六年四月一日前の異動者の号給の調整）

3 令和六年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会

の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和六年十二月の支給に係る第一号会計年度任用職員の期末手当等の額の特例)

5 給与条例第二十二条の五第一項に規定する第一号会計年度任用職員(この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。)に対する令和六年十二月の支給に係る期末手当に関する改正後の条例第二十二条の五第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の百二十二・五」とする。

6 給与条例第二十二条の六第一項に規定する第一号会計年度任用職員(この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。)に対する令和六年十二月の支給に係る勤勉手当に関する改正後の条例第二十二条の六第二項の規定の適用については、同項中「百分の百七・五」とあるのは、「百分の百二・五」とする。

(人事委員会への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

8 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年千葉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改める。

9 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改める。



特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年十一月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百二十」を「百分の百七十」に改め、「百分の二十を乗じて得た額」の下に「（知事、副知事、教育長、常勤の監査委員及び法第三条第三項第四号の特別職である知事の秘書にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年十二月一日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により令和六年六月の期末手当の支給を受けた知事、副知事、教育長、常勤の監査委員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第四号の特別職である知事の秘書の同年十二月の期末手当の額は、改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により同月にこれらの者に支給されることとなる期末手当の額から改正前の条例の規定により同年六月にこれらの者に支給された期末手当の額と同項の規定を適用した場合において同月の期末手当としてこれらの者に支給されることとなる額との差額を控除して得た額とする。

## 議案第十二号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年十一月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を  
改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第八号上欄口中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。）」を加え、同表第九号上欄口中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。）」を加え、同欄口中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。）」を加え、同欄口中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う届出の受理を除く。）」を加え、同表第十一号上欄口中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。）」を加え、同表第十四号上欄イ及び第十五号上欄口中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。）」を加え、同表第十六号上欄イ中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う届出の受理を除く。）」を加え、同表第十七号上欄イ中「受理」の下に「（情

報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。」を加え、同欄中チを削り、リをチとし、ヌからカまでをリからワまでとし、同表第十八号上欄イ及び第十九号上欄イ中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請の受理を除く。）」を加え、同表第四十三号下欄中「、袖ヶ浦市」を削り、同表第四十五号の二下欄中「浦安市」の下に「、袖ヶ浦市」を加え、同表第四十六号下欄中「、袖ヶ浦市」を削り、同表第四十八号を削り、同表第四十七号上欄中「附則第二条第一項」を「附則第二条第二項」に改め、「昭和三十六年法律第九十一号。」を削り、同欄中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 旧法第十二条第三項において準用する旧法第八条第三項の規定による条件の付加別表第四十七号上欄中ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、同欄中チ「（旧法第十七条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同欄中チをトとし、リからルまでを削り、ヲをチとし、ワからタまでをリからヲまでとし、同号を同表第四十八号とし、同表第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）

イ 法第十八条第一項の規定による中間検査

ロ 法第十八条第二項の規定による中間検査合格証の交付

ハ 法第十九条第一項の規定による定期の報告の受理

ニ 法第二十条第二項の規定による工事の施行の停止及び災害防止措置の命令（同項第三号及び第四号に掲げる工事に係るものに限る。）

ホ 法第二十条第三項の規定による土地の使用の禁止及び制限並びに災害防止措置の命令（同項第二号及び第四号に掲げる土地（法第十七条第一項の

市川市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市

検査の結果工事が法第十三条第一項の規定に適合していないと認められたものを除く。）に係るものに限る。）

へ 法第二十条第四項の規定による工事の施行及び工事に係る作業の停止の命令（二に掲げる事務に係るものに限る。）

ト 法第二十四条第一項の規定による立入検査（イ及びニからへまでに掲げる事務に係るものに限る。）

チ 法第二十五条の規定による報告の徴取（イ及びニからへまでに掲げる事務に係るものに限る。）

別表第六十号上欄ト中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同欄チ中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同欄ノ中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改め、同表第六十号の二上欄へ中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第八号から第十一号まで、第十四号から第十九号まで並びに第六十号及び第六十号の二の改正規定 公布の日
- 二 別表第四十八号を削る改正規定、同表第四十七号の改正規定及び同号を同表第四十八号とし、同表第四十六号の次に一号を加える改正規定 令和七年五月二十六日まで  
の間において規則で定める日

##### （経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第四十二号及び第四十五号の二上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては袖ヶ浦市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、袖ヶ浦市長のした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（施行日前に法

令の規定により知事に対してなされなければならない届出、報告及び提出で、施行日前になされていないものを含む。）に係る事務で、施行日以後においては袖ヶ浦市長が管理し、及び執行することとなるものについては、新条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 前項の規定により知事がした処分その他の行為は、当該処分その他の行為後における法令の適用については、袖ヶ浦市長のした処分その他の行為とみなす。

議案第十三号

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年十一月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第一条 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）に基づくものの項大麻草採取栽培者免許申請手数料の目中「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「七千八百円」を「二万九千九百円」に改め、同項大麻草採取栽培者登録変更手数料の目中「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に改め、同項大麻草採取栽培者免許証再交付手数料の目中「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改め、同表旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づくものの項中「昭和二十六年法律第二百六十七号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、「二千円（）」を「二千三百円（法）」に、「四千円（）」を「四千三百円（）」に、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により法第二十条第一項第一号から第三号までの処分の申請をする場合にあつては、千九百円（同条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、三千九百円）とする。」に改め、同表高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づくものの項製造保安責任者試験手数料の目中「（平成十四年法律第五十一号）」を削り、同表宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）に基づくものの項中「三万三千元」の下に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）」を加え、同表所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）に基づくものの項の次に次のように加える。

宅地造成及び	宅地造成又は	第十二条	盛土又は切土	一件につき	一万六千円
特定盛土等規	特定盛土等工	第一項の	を	する土地の	き

		制法（昭和三十 十六年法律第 百九十一号） に基づくもの		事許可申請手 数料		規定によ る宅地造 成等（土 石の堆積 を除く。） に関する 工事の許 可の申請 に対する 審査	
盛土又は切土 をする土地の 面積が五百平 方メートル以 内のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が五百平 方メートルを 超え千平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が三千平 方メートルを 超え五千平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が二千平 方メートルを 超え三千平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が二千平 方メートルを 超え三千平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が千平方 メートルを超 え二千平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が千平方 メートルを超 え二千平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が千平方 メートルを超 え二千平方 メートル以内 のもの
面積が五百平 方メートル以 内のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が五百平 方メートルを 超え千平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が三千平 方メートルを 超え五千平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が二千平 方メートルを 超え三千平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が二千平 方メートルを 超え三千平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が千平方 メートルを超 え二千平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が千平方 メートルを超 え二千平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が千平方 メートルを超 え二千平方 メートル以内 のもの
一件につ き	一件につ き	一件につ き	一件につ き	一件につ き	一件につ き	一件につ き	一件につ き
九万三千円	六万八千円	五万九千円	四万 円	四万 円	二万八千円	二万八千円	二万八千円

面積が五千平方メートルを 超え一平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が一万平 方メートルを 超え二万平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が二万平 方メートルを 超え四万平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が四万平 方メートルを 超え七万平方 メートル以内 のもの
	き	き	き
	一件につ	一件につ	一件につ
	円	円	円
	十四万九千	二十三万円	三十六万円
			五十一万円







			土石の堆積を 行う土地の面 積が七万平方 メートルを超 え十平方平 メートル以内 のもの 十三万七千 円
宅地造成又は 特定盛土等工 事計画変更許 可申請手数料	第十六条第一項の規定に よる宅地造成等（土石の 堆積を除く。）に関する 工事の計画の変更許可の 申請に対する審査	一件につ き	摘要第一号 から第三号 までに掲げ る額の合計 額（その額 が六十六万 円を超える ときは、六 十六万円）
<p style="text-align: center;">（摘要）</p> <p>一 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（次号に規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、変更前の盛土又は切土をする土地の面積（同号に規定する変更がない場合であつて、盛土又は切土をする土地の縮小を伴うときにあつては、縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料の目に定める額に十分の一を乗じて得た額</p> <p>二 盛土又は切土をする新たな土地に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更に関する</p>			

	<p>については、当該盛土又は切土をする新たな土地の面積に応じ、宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料の目に定める額</p> <p>三 その他の変更については、一万円</p>
<p>土石の堆積工事計画変更許可申請手数料</p>	<p>第十六条第一項の規定による宅地造成等（土石の堆積に限る。）に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査</p> <p>一件につき 摘要第一号から第三号までに掲げる額の合計額（その額が十三万七千円を超えるときは、十三万七千円）</p>
	<p>(摘要)</p> <p>一 土石の堆積に関する工事の設計の変更（次号に規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、変更前の土石の堆積を行う土地の面積（同号に規定する変更がない場合であつて、土石の堆積を行う土地の縮小を伴うときにあつては、縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ、土石の堆積工事許可申請手数料の目に定める額に十分の一を乗じて得た額</p> <p>二 土石の堆積を行う新たな土地に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、当該土石の堆積を行う新たな土地の面積に応じ、土石の堆積工事許可申請手数料の目に定める額</p> <p>三 その他の変更については、一万円</p>
<p>中間検査申請手数料</p>	<p>第十八条 盛土又は切土第一項の規定による中間検査の申請</p> <p>を する 土地の 面積が 三千平 方メートル 以内のもの</p> <p>一件につき 三千百円</p>

審査											
に 対 す る											
盛土又は切土 をする土地の 面積が三千方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が二万平 方メートルを 超え四万平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が四万平 方メートルを 超え七万平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が七万平 方メートルを 超え十万平方 メートル以内 のもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が十万平 方メートルを 超えるもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が十万平 方メートルを 超えるもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が十万平 方メートルを 超えるもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が十万平 方メートルを 超えるもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が十万平 方メートルを 超えるもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が十万平 方メートルを 超えるもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が十万平 方メートルを 超えるもの	盛土又は切土 をする土地の 面積が十万平 方メートルを 超えるもの
き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き
一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ	一件につ
六万二千三百円	四万三千六百円	二万四千九百円	一万二千四百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円	六千二百円

別表第一宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下この項において「改正法」という。）に基づくものの項宅地造成工事許可申請手数料の目を削り、同項宅地造成工事計画変更許可申請手数料の目中「附則第二条第一項」を「附則第二条第二項」に、「摘要の一から摘要の三」を「摘要第一号から第三号」に改め、同目の摘要第一号を次のように改める。

一 宅地造成に関する工事の設計の変更（次号に規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、変更前の切土又は盛土をする土地の次のイから又までに掲げる面積（同号に規定する変更がない場合であつて、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときにあつては、縮小後の切土又は盛土をする土地の次のイから又までに掲げる面積）に応じ、当該イから又までに定める額に十分の一を乗じて得た額

- イ 五百平方メートル以内の面積 一万二千元
- ロ 五百平方メートルを超え千平方メートル以内の面積 二万千元
- ハ 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の面積 三万千元
- ニ 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の面積 四万七千元
- ホ 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の面積 六万七千元
- ヘ 一万平方メートルを超え二万平方メートル以内の面積 十一万円
- ト 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の面積 十七万円
- チ 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の面積 二十五万円
- リ 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内の面積 三十四万円
- ヌ 十万平方メートルを超える面積 四十二万円

別表第一宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下この項において「改正法」という。）に基づくものの項宅地造成工事計画変更許可申請手数料の目の摘要第二号中「面積に応じ、宅地造成工事許可申請手数料の目」を「前号イから又までに掲げる面積に応じ、当該イから又までに」に改め、同表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）に基づくものの項構造計算適合性判定通知手数料の目第十八条第四項本文の規定による構造計算適合性判定の通知に対する審査（第七十七条の三十五の二十一第一項の規定により知事が構造計算適合性判定の業務を行う場合を含む。）の節中「第十八条第四項本文」を「第十八条第五項本文」に改め、同項工事完了通知手数料の目第十八条第十六項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節、第八十七条の四において準用する第十八条第十六項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節及び第八十八条第一項又は第二項において準用する第十八条第十六項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改

め、同項特定工程工事終了通知手数料の目第十八条第十九項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査の節中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同項検査済証の交付を受ける前における計画の通知に係る建築物等の仮使用認定申請手数料の目中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

第二条 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）に基づくものの項確認申請手数料の目第六条第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による

九千円

確認の申請に対する審査の節中「五千円」を「九千円」に、

を

一万九千円

に、「一万四千元」を「三万三千元」に、「五百平方メートル」

を「三百平方メートル」に、「一万九千元」を「四万三千元」に、「五百平方メー

トルを」を「三百平方メートルを」に、「三万四千元」を「七万千元」に、「四万八千元」

十四万円

二十八万円

を「十万元」に、

を

に、「二十四万円」を「四

十一万円」に、「四十六万円」を「八十万円」に改め、同節の摘要第一号中「摘要の二」を「次号」に改め、同節の摘要第三号中「摘要の四」を「次号」に改め、同節の摘要に次の一号を加える。

五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十号）第十一条第一項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に該当する場合に限る。）の確認申請手数料の額は、表に定める額に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づくものの項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の目第十一条第一項又は第十二条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。

別表第一建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づくものの項確認申請手数料の目第八十七条の四において準用する第六条第一項の規定による確認の申請に対する審査の節中「九千元」を「二万二千元」に、「四千元」を「八千元」に、「五千元」を「二万円」に、「三千元」を「六千元」に改め、同目第八十八条第一項又は第二項において準用する第六条第一項の規定による確認の申請に対する審査の節中「八千元」を「二万円」に、「四千元」を「八千元」に改め、同項完了検査申請手数料の目第七条第

一  
万円



一項の規定による完了検査の申請に対する審査の節中

二万二千元

に、「二万二千元」を「二万八千元」に、「二万六千元」を「三万

を

八千元」に、

床面積 の合計 が二百	床面積 の合計 が五百	平 方	メ ー ト	ル を 超	え、 千	平 方	メ ー ト	ル を 超	え、 千	平 方	メ ー ト	ル 以 内
一件につ き	一件につ き											
二万二千元	三万六千元											

を



床面積	の合計	が二百	平方	メートル	を	超	え、三	百平方	メートル	以内	のもの	床面積	の合計	が二百	平方	メートル	を	超	え、三	百平方	メートル	以内	のもの	
一件につき												一件につき												
												八万三千円												五万円

に、「四万七千円」を「十万円」に、「十一万

五千円」を「三万五千円」に、

床面積	の合計	が五百	平方	メートル	を	超	え、千	平方	メートル	以内	のもの	床面積	の合計	が五百	平方	メートル	を	超	え、千	平方	メートル	以内	のもの	
一件につき												一件につき												
												三万五千円												

を

ルを 超	え、 千	平 方	メ ー ト	ル 以 内	の も の

円」を「十六万円」に、

十八万円
------

を

二十六万円
-------

に、「三十七万円」

を「五十四万円」に改め、同目第八十七条の四において準用する第七条第一項の規定による完了検査の申請に対する審査の節中「二万三千元」を「三万六千元」に、「八千元」を「二万円」に改め、同目第八十八条第一項又は第二項において準用する第七条第一項の規定による完了検査の申請に対する審査の節中「九千元」を「二万二千元」に改め、同項中間検査申請手数料の目中「九千元」を「一万九千元」に、「一万元」を「二万五千元」に、「一万五千元」を「三万千元」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「二万円」を「四万円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万三千元」を「五万七千元」に、「四万五千元」を「七万七千元」に、「十万円」を「十五万円」に、「十六万円」を「二十六万円」に、「三十三万円」を「五十四万円」に改め、同項計画通知手数料の目第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に対する審査の節中「五

九千元
-----

一万九千元
-------

千円」を「九千円」に、

を

に、「一万四千元」

を「三万三千元」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「一万九千円」を「四万三千元」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万四千元」を「七万千元」に、「四万八千元」を「十万元」に、

十四万円

を

二十八万円

に、「二十四万円」を「四十一万円」に、

「四十六万円」を「八十万円」に改め、同節の摘要第一号中「摘要の二」を「次号」に改め、同節の摘要第三号中「摘要の四」を「次号」に改め、同節の摘要に次の一号を加える。

五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第二項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号に該当する場合に限る。）の計画通知手数料の額は、表に定める額に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づくものの項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の目第十一条第一項又は第十二条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる

区分に応じ、それぞれ同節の規定による額を加算した額とする。

別表第一建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づくものの項計画通知手数料の目第八十七条の四において準用する第十八条第二項の規定による計画の通知に対する審査の節中「九千円」を「二万二千元」に、「四千元」を「八千元」に、「五千元」を「二万円」に、「三千元」を「六千元」に改め、同目第八十八条第一項又は第二項において準用する第十八条第二項の規定による計画の通知に対する審査の節中「八千円」を「二万円」に、「四千元」を「八千元」に改め、同項工事完了通知手数料の目第十八

条第二十項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節中

一  
万  
円

を

二  
万  
二  
千  
円

に、「二万二千元」を「二万八千元」に、「二万六千元」を「三万

床面積	一件につ	二万二千元
の合計	き	
が二百		
平方		
メートル		
を超過		
え、五		
百平方		
メートル		
以内		

八千円」に、

の も の	ル 以 内	メ ー ト	平 方	え 、 千	ル を 超	メ ー ト	平 方	が 五 百	の 合 計	床 面 積	の も の
								き		一 件 に つ	
											三 万 六 千 円

を

メ ー ト	平 方	え 、 千	ル を 超	メ ー ト	平 方	が 三 百	の 合 計	床 面 積	の も の	メ ー ト	百 平 方	え 、 三	ル を 超	メ ー ト	平 方	が 二 百	の 合 計	床 面 積
							き	一 件 に つ									き	一 件 に つ
								八 万 六 千 円										五 万 三 千 円

に、「五万円」を「十一万円」に、「十二

ル以内のもの

万円」を「十七万円」に、「十九万円」を「二十七万円」に、「三十八万円」を「五十五万円」に、「九千円」を「一万九千円」に、「一万千円」を「二万五千円」に、「二

万五千円」を「三万五千円」に、

床面積 の合計 が二百 平方 メートル を 超 え、 五 百 平方 メートル 以内 のもの	床面積 の合計 が五 百 平方 メートル を 超 え、 一 千 平方 メートル 以内 のもの
一件につき	一件につき
二万千円	三万五千円

を

床面積  
の合計  
が二百  
平方  
メートル

一件につき

五  
万  
円



の も の	ル 以 内	メ ー ト	平 方	え 、 千	ル を 超	メ ー ト	平 方	が 三 百	の 合 計	床 面 積	の も の	ル 以 内	メ ー ト	百 平 方	え 、 三	ル を 超
									き	一 件 に つ						
										八 万 三 千 円						

に、「四万七千円」を「十万円」に、「十一

万円」を「十六万円」に、

十八万円

を

二十六万円

に、「三十七万

円」を「五十四万円」に改め、同目第八十七条の四において準用する第十八条第二十項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節中「一万三千元」を「三万六千元」に、「八千元」を「二万円」に改め、同目第八十八条第一項又は第二項において準用す

る第十八条第二十項の規定による工事の完了の通知に対する検査の節中「九千円」を「二万二千元」に改め、同項特定工程工事終了通知手数料の目中「九千円」を「一万九千円」に、「一万千円」を「二万五千元」に、「一万五千元」を「三万千円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「二万円」を「四万円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「三万三千元」を「五万七千元」に、「四万五千元」を「七万七千元」に、「十万円」を「十五万円」に、「十六万円」を「二十六万円」に、「三十三万円」を「五十四万円」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づくものの項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の目第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の節中「（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項」を「第

十四条第一項」に、

誘導建築物の延べ面積		仕延べ面積		様基が二		準基が二		よに方メ		るよに方メ		場の満		合場の満	
延べ面積	建築物の延べ面積	延べ面積	建築物の延べ面積	延べ面積	建築物の延べ面積	延べ面積	建築物の延べ面積	延べ面積	建築物の延べ面積	延べ面積	建築物の延べ面積	延べ面積	建築物の延べ面積	延べ面積	建築物の延べ面積
一件につき	一件につき														
一万七千円	一万七千円														

を

誘導仕様・計算併用法	誘導仕様基準による場合	
建築物の延べ面積が平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が平方メートル以上のもの	建築物の延べ面積が平方メートル未満のもの
き 一件につき	き 一件につき	き 一件につき
二万五千円	一万九千円	一万七千円

に、

合 場 る よ に											
も	上	ル	丨	方	百	が	面	延	物	建	も
の	の	以	ト	メ	平	二	積	べ	の	築	の
									き	一	
										件	
										に	
										つ	
										二	
										万	
										八	
										千	
										円	

合 場 る よ に 準 基 様 仕 導 誘																				
ル	丨	方	百	が	面	延	物	建	も	満	ル	丨	方	百	が	面	延	物	建	も
以	ト	メ	平	三	積	べ	の	築	の	の	未	ト	メ	平	三	積	べ	の	築	の
							き	一									き	一		
								件										件		
								に										に		
								つ										つ		
								五										三		
								万										万		
								六										二		
								千										千		
								円										円		

										誘導仕様基準による場合									
建築物の延べ面積が百平方メートル以上千平方メートル未満のもの					建築物の延べ面積が百平方メートル未満のもの					建築物の延べ面積が百平方メートル以上千平方メートル未満のもの					建築物の延べ面積が百平方メートル未満のもの				
					き					き					き				
					一件につき										一件につき				
					五万六千円										三万二千円				
建築物の延べ面積が百平方メートル以上千平方メートル未満のもの					建築物の延べ面積が百平方メートル未満のもの					建築物の延べ面積が百平方メートル以上千平方メートル未満のもの					建築物の延べ面積が百平方メートル未満のもの				
					き					き					き				
					一件につき										一件につき				
					円										十五万二千円				

も の	上 の	ル 以	ト	方 メ	千 平	が 五	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	満 の	ル 未	ト	方 メ	千 平	上 五	ル 以	ト	方 メ	千 平	が 二	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の
								き		一 件 に つ														き		一 件 に つ	
										円	十 五 万 二 千															十 万 千 円	

を

合 場 る よ に 法 用 併 算 計 ・ 様 仕 導 誘

が 二	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	満 の	ル 未	ト	方 メ	千 平	上 二	ル 以	ト	方 メ	百 平	が 三	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	満 の	ル 未	ト	方 メ	百 平	が 三	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	
				き																き										き		一 件 に つ	
				円	十 四 万 五 千																八 万 四 千 円									五 万 円			

千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 の 延 べ 面 積 が 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 の 延 べ 面 積	千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 の 延 べ 面 積	千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 の 延 べ 面 積	千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 の 延 べ 面 積	千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 の 延 べ 面 積	千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 の 延 べ 面 積	千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 の 延 べ 面 積	千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 の 延 べ 面 積	千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 の 延 べ 面 積	千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 の 延 べ 面 積	千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の 物 の 延 べ 面 積

に改め、同項の摘要中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 誘導仕様・計算併用法とは、省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

別表第一建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づくものの項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の目第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節を次のように改める。

第十 一 条	一 戸 建 築 物 の 延 べ 面 積	一 件 に つ き	一 万 七 千 円
第一 の 住 に よ る 延 べ 面 積	一 戸 建 築 物 の 延 べ 面 積	一 件 に つ き	一 万 七 千 円

項又は第十二条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判断に係る審査

仕様・併計		合 合	
延べ建築物	延べ建築物	延べ建築物	延べ建築物
面積が二平方メートル未満のもの	面積が二平方メートル以上のもの	面積が二平方メートル未満のもの	面積が二平方メートル以上のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
二万八千円	二万五千円	一万九千円	



等 住 共 宅 同													
に 基 仕 よ 準 様		場 他 そ 合 の の											
延 物 建 べ の 築		も 上 ル   方 百 が 面 延 物 の 建 の の 以 ト メ 平 二 積 べ の 築				も 満 ル   方 百 が 面 延 物 の 建 の の 未 ト メ 平 二 積 べ の 築				も 上 ル   方 百 が 面 の の 以 ト メ 平 二 積			
き 一 件 に つ		き 一 件 に つ				き 一 件 に つ							
三 万 二 千 円		三 万 七 千 円								三 万 四 千 円			



				仕 様 ・ 計 算 ・ 用 法 に 合 する 場 合									
建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積	建 築 物 延 べ 面 積
一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き
八 万 四 千 円	八 万 四 千 円	八 万 四 千 円	八 万 四 千 円	八 万 四 千 円	八 万 四 千 円	八 万 四 千 円	八 万 四 千 円	八 万 四 千 円	八 万 四 千 円	八 万 四 千 円	八 万 四 千 円	八 万 四 千 円	八 万 四 千 円

が面延物の建築 五積べの	も満ル一方千上ル一方千が面延物の建築 のの未トメ平五以トメ平二積べの	も満ル一方千上ル一方百が のの未トメ平二以トメ平三
き 一件につ		き 一件につ
千円 二十一万二		円 十四万五千

											その他の場合																						
も	満	ル	ト	方	千	上	ル	ト	方	百	が	面	延	物	建	も	満	ル	ト	方	百	が	面	延	物	建	も	上	ル	ト	方	千	
の	の	未	ト	メ	平	二	以	ト	メ	平	三	積	べ	の	築	の	の	未	ト	メ	平	三	積	べ	の	築	の	の	以	ト	メ	平	
													き	一	件									き	一	件							
													円	十	一	万									六	万							
													千	二	千										円	七	千						





建築物の延べ面積が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの	建築物の延べ面積が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	トル未満のもの
一件につき		
十四万円		九万三千円



その																																
建築	も	上	ル	ト	方	千	万	が	面	延	物	建	も	満	ル	ト	方	千	万	上	ル	ト	方	万	が	面	延	物	建	も	満	ル
の	の	の	以	メ	平	五	二	積	ベ	の	建	の	の	未	メ	平	五	二	以	メ	平	一	積	ベ	の	建	の	の	未			
一件											き	一											き	一								
につ											につ	につ											につ	につ								
二											千	二											円	十								
万											円	十											七	万								
三												一											万	三								
千												万											千	千								
円												五																				



トメ平五積の建築	も満ルトメ平五以上の建築	のの未トメ平二以上の
き 一件につ		き 一件につ
円 十四万七千		九万九千円

方 千 万 が 面 延 物 建 築 メ 平 五 二 積 べ の 築	も 満 ル 一 方 千 万 上 ル 一 方 万 が 面 延 物 建 築 の の 未 ト メ 平 五 二 以 ト メ 平 一 積 べ の 築	も 満 ル 一 方 万 上 ル の の 未 ト メ 平 一 以
き 一 件 に つ		き 一 件 に つ
千 円 二 十 二 万 四		十 八 万 千 円

う。と物建住宅般ーいにおの下の物建住宅の以外築宅非特定 ）い「築宅非ーておのこ（以築宅非外物建宅非住特													
場よB基築ルモ 合るに準物建デ													
物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築	のの未トメ平上ルト方百が面積延べ物の建築
き 一件につ													
円 十四万二千													八万五千円

延物の建築 の面積	延物の建築 の面積が二 千平方メートル 以上五千平方 メートル未満 のもの	延物の建築 の面積が二 千平方メートル 以上五千平方 メートル未満 のもの
き 一件につ		き 一件につ
三十万円		二十三万円

延物の建築	も満ル   方千 万上ル   方万 が 面 延 物 建	も満ル   方万 上ル   方千 が 面
べの築	のの未 ト メ 平 五 二 以 ト メ 平 一 積 べ の 築	のの未 ト メ 平 一 以 ト メ 平 五 積
き 一件につ		
千円 四十二万三		円 三十六万千









満	の	建	築	物	の	延	べ	積	面	積	が	二	万	五	千	平	方	メ	ト	以	上	の	もの
		一	件	に	つ	き																	
		八	十	四	万	八	千	円															

別表第一建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づくものの項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の目第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節を削り、同目の次に次のように加える。

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	第十一条第二項又は第十二条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	一件につき	第十一条第一項又は第十二条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の節に掲げる区分に応じ、それぞれ同節額の欄に定める額に二分の
--	--	-------	--



合 場 る よ に 準 基 様 仕 導 誘	
面 延 物 建	も 満 ル   方 百 が 面 延 物 建
積 べ の 築	の の 未 ト メ 平 三 積 べ の 築
き 一 件 に つ	き 一 件 に つ
五 万 六 千 円	三 万 二 千 円

も 上 ル   方 百 の の 以 ト メ 平

合 場 る よ に 法 用 併 算 計	
も 上 ル   方 百 が 面 延 物 建	も 満 ル   方 百
の の 以 ト メ 平 二 積 べ の 築	の の 未 ト メ 平
き 一 件 に つ	
二 万 八 千 円	

に、

が 面 延 物 建 五 積 べ の 築	も 満 ル   方 千 上 ル   方 千 が 面 延 物 建 の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 べ の 築	も 満 ル   方 千 上 ル   方 百 が の の 未 ト メ 平 二 以 ト メ 平 三
き 一 件 に つ	き 一 件 に つ	
円 十 五 万 二 千	十 万 千 円	

を

誘導仕様基準による場合										
建築物の延べ面積が百平方メートル以上	建築物の延べ面積が百平方メートル未満	建築物の延べ面積が百平方メートル以上	建築物の延べ面積が百平方メートル未満	建築物の延べ面積が百平方メートル以上	建築物の延べ面積が百平方メートル未満	建築物の延べ面積が百平方メートル以上	建築物の延べ面積が百平方メートル未満	建築物の延べ面積が百平方メートル以上	建築物の延べ面積が百平方メートル未満	建築物の延べ面積が百平方メートル以上
き	き	き	き	き	き	き	き	き	き	き
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
五万六千円	五万六千円	五万六千円	五万六千円	五万六千円	五万六千円	五万六千円	五万六千円	五万六千円	五万六千円	五万六千円

も	上	ル	一	方	千
の	の	以	ト	メ	平

・ 様 仕 導 誘											
が 面 延 物 建	も 上 ル   方 千 が 面 延 物 建	も 満 ル   方 千 上 ル   方 千 が 面 延 物 建	の の 以 ト メ 平 五 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築
三 積 ベ の 築	の の 以 ト メ 平 五 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築	の の 未 ト メ 平 五 以 ト メ 平 二 積 ベ の 築
き 一 件 に つ	き 一 件 に つ	き 一 件 に つ	き 一 件 に つ	き 一 件 に つ	き 一 件 に つ	き 一 件 に つ	き 一 件 に つ	き 一 件 に つ	き 一 件 に つ	き 一 件 に つ	き 一 件 に つ
五 万 円	円 十 五 万 二 千										十 万 千 円
に改め、同項建築物エネルギー消費性能向上											





も の	上 の	ル 以	ト	方 メ	千 平	が 五	面 積	延 べ	物 の	建 築	も の	満 の	ル 未	ト	方 メ
									き	一 件 に つ					
										千 円					

計画変更認定申請手数料の目中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の目を削り、同項の摘要第十四号中「第三十五条第二項（第三十六条第二項）を「第三十条第二項（第三十一条第二項）」に、「第六号、第七号、第九号、第十号、第十二号若しくは前号」を「第七号、第八号若しくは第十一号から前号まで」に改め、同号を同項の摘要第十五号とし、同項の摘要第十三号中「第六号、第七号、第九号若しくは第十号」を「第七号、第八号、第十一号若しくは第十二号」に改め、同号を同項の摘要第十四号とし、同項の摘要第十二号中「第六号」を「第七号」に、「第九号」を「第十一号」に改め、同号を同項の摘要第十三号とし、同項の摘要中第十一号を削り、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を削り、同項の摘要第七号中「係る」の下に「建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は」を加え、「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」を「手数料」に改め、同号を同項の摘要第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸

の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫その他これらに類する用途として知事が認めるもののみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

十 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、当該建築物について前号の規定により算定した建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額とする。

別表第一建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づくものの項の摘要第六号中「係る」の下に「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は」を加え、同号を同項の摘要第七号とし、同項の摘要中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項の摘要第五号中「第一条第一項第二号イ(3)及びロ(3)」を「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」に改め、同号を同項の摘要第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 誘導仕様・計算併用法とは、省令第十条第二号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

六 仕様・計算併用法とは、省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

別表第一建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）に基づくものの項中「（平成二十八年国土交通省令第五号）」を削り、「第十一条」を「第十三条」に、「第十二条第一項又は第十三条第二項」を「第十一条第一項又は第十二条第二項」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第一建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づくものの項の改正規定及び附則第五項の規定 公布の日
- 二 第一条中別表第一大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）に基づくものの項の改正規定 令和七年三月一日

三 第一条中別表第一旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づくものの項の改正規定及び同表高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づくものの項の改正規定 令和七年三月二十四日

四 第一条中別表第一所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）に基づくものの項の次に加える改正規定及び同表宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下この項において「改正法」という。）に基づくものの項の改正規定 令和七年五月二十六日までの間において規則で定める日（経過措置）

2 第一条の規定（別表第一旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づくものの項の改正規定に限る。）による改正後の使用料及び手数料条例別表第一旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。）に基づくものの項の規定は、前項第三号に規定する日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者の免許の有効期間内において、当該大麻草採取栽培者が附則第一項第二号に規定する日（附則第五項において「第二号施行日」という。）以後に第一条の規定（附則第一項第二号に掲げる改正規定に限る。附則第五項において同じ。）による改正前の使用料及び手数料条例別表第一大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）に基づくものの項大麻草採取栽培者登録変更手数料の目及び大麻草採取栽培者免許証再交付手数料の目の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第十八条第三項若しくは第四項（これらの規定を第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であつて、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、工事完了通知手数料及び特定工程工事終了通知手数料の規定の適用については、第二条の規定による改正後の使用料及び手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（適用）

5 この条例の公布の日から第二号施行日までの間に改正法附則第七条の規定により改正法第二条の規定の施行前に同条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の免許の申請を行う場合の第一条の規定による改正前の使用料及び手数料

条例別表第一大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）に基づくものの項の規定の適用については、同項中「大麻草の栽培の規制に関する法律」とあるのは「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）附則第七条の規定により同法第二条の規定の施行前に行う同条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律」と、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」とあるのは「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」と、「七千八百円」とあるのは「二万九千九百円」とする。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年十一月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 事業授産施設（第四十条）」を「第七章 事業授産施設（第四十条） 第八章 雑則（第四十一条）」

条）に改める。

第十九条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十四条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十五条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

本則に次の一章を加える。

第八章 雑則

（電磁的記録）

第四十一条 救護施設等及び事業授産施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定により書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行わなければならないとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、規則で定めるところにより、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によ

り行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十五号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年十一月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「乳児院」の下に「、母子生活支援施設」を加える。

附 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。



水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する  
条例の制定について

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年十一月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する  
条例

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（昭和五十年千葉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第三(一) 第一種水域の表大腸菌群数の項、別表第三(二) 第二種水域の表大腸菌群数の項及び別表第三(三) 第三種水域の表大腸菌群数の項を次のように改める。

大腸菌数	全業種	八〇〇	八〇〇
大腸菌数	全業種	八〇〇	八〇〇

別表第三の備考第一号ただし書中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「一立方センチメートルにつき個」を「一ミリリットルにつきコロニー形成単位」に改める。

別表第六大腸菌群数の項を次のように改める。

別表第六の備考第一号ただし書中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「一立方センチメートルにつき個」を「一ミリリットルにつきコロニー形成単位」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

議案第十七号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年十一月十五日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二第一項中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。